

○厚生労働省令第百六十七号
民法等の一部を改正する法律（令和四年法律第二百二号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和四年十二月十六日

厚生労働大臣 加藤 勝信

第一条 厚生労働省令第百六十七号
民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように改定する。

（児童福祉法施行規則の一部改正）

正

後

第一條の十三 削除

改

正

前

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第二条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

第一條の十三 養育者は、委託児童又は法第三十一条第二項の規定により引き続き委託を継続されている者（以下この条において「委託児童等」という。）に対し法第四十七条第三項の規定により懲戒に關しその委託児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与える人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

（趣旨）

第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号。以下「法」という。）第四十五条第二項の厚生労働省令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一・二（略）

第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号。以下「法」という。）第四十五条第二項の厚生労働省令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一・二（略）

三 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに當たつて従うべき基準 第九条、第九条の二、第九条の四、第十条第三項、第十一条、第十二条、第十四条の二、第十五条、第十九条第一号（調理室に係る部分に限る。）、第二十六条第三号（調理設備に係る部分に限る。）、第三十二条第一号（調理室に係る部分に限る。）（第三十条三十条第一項において準用する場合を含む。）及び第五号（調理室に係る部分に限る。）（第三十条第十一条第一項において準用する場合を含む。）、第三十二条の一（第三十条第一項において準用する場合を含む。）、第三十五条、第四十一条第一号（調理室に係る部分に限る。）（第七十九条第二条第二項において準用する場合を含む。）、第四十八条第一号（調理室に係る部分に限る。）、第五十七条第一号（給食施設に係る部分に限る。）、第六十二条第一号（調理室に係る部分に限る。）及び第六号（調理室に係る部分に限る。）、第六十八条第一号（調理室に係る部分に限る。）並びに第七十二条第一号（調理室に係る部分に限る。）の規定による基準

四 （略）
2・3 （略）

第九条の三 削除

（憲戒に係る権限の濫用禁止）

第九条の三 児童福祉施設の長は、入所中の児童に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて憲戒するとき又は同条第三項の規定により憲戒に關しその児童の福祉のために必要な措置を探るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(里親が行う養育に関する最低基準の一部改正)

第三条 里親が行う養育に関する最低基準(平成十四年厚生労働省令第百六十六号)の一部を次の表のように改正する。

	前	後	正	改
	徴戒に係る権限の濫用禁止			
第六条の二	里親は、委託児童又は法第三十一条第二項の規定により引き続き委託を継続されている者（以下この条において「委託児童等」という。）に対し法第四十七条第三項の規定により懲戒に関する委託児童等の福祉のために必要な措置を探るときは、身体的苦痛を与える、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。			

第四条 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二〇年八月二日厚生省令第百四十一号）

卷之三

（男童名古屋は其の如く指定通用するもの）此等の人物、語句及て更官に關する其の如きの言葉、皆之を傳へて置く所を率て「一言記」といふ。其の主なる者、即ち「主記」である。

卷之三

第一条 〔児童福利法（昭和十二年法律第二百六十四号）以下「法」という〕第一十二条の五の四第二項、第二十一条の五の十七第二項及び第二十一条の五の十九第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十一条の五の四第二項、第二十一条の五の十七第二項及び第二十一条の五の十九第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。
一～五　（略）

六 法第二十二条の五の十七第一項第二号の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第十二条（第五十四条の五及び第七十一条の二において準用する場合に限る。）、第十四条（第五十四条の五及び第七十二条の二において準用する場合に限る。）、第三十八条の二（第五十四条の五及び第七十二条の二において準用する場合に限る。）、第四十一条第二項（第五十四条の五及び第七十二条の二において準用する場合に限る。）、第四十四条（第五十四条の五及び第七十二条の二において準用する場合に限る。）、第四十五条（第五十四条の五及び第七十二条の二において準用する場合に限る。）、第四十七条（第五十四条の五及び第七十二条の二において準用する場合に限る。）、第五十二条（第五十四条の五及び第七十二条の二において準用する場合に限る。）の規定による基準

七八九

十一 法第二十一条の五の十九第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第十二条（第六十四条、第七十一条、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第十四条（第六十四条、第七十一条、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第三十八条の二（第六十四条、第七十一条、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第四十二条第三項（第六十四条、第七十一条、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第四十四条（第六十四条、第七十一条、第七十一条の十四及び第七十

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部改正)

第七条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第百五十九号)の一部を次のように改正する。

第一条の表を次のように改める。

		(趣旨)	
		改	正
		後	前
第一条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第四十五条第二項の厚生労働省令で定める基準(以下「設備運営基準」という。)は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。	第一 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準(第八条第二項)(入所している者の保護に直接従事する職員に係る部分に限る。)、第十七条、第二十一条、第二十二条の二第一項、第二十七条规定の二第二項、第二十八条、第三十条第二項、第三十三条第一項(第三十条第一項において準用する場合を含む。)及び第二項、第三十八条、第四十二条、第四十二条の二第一項、第四十三条、第四十九条第五十八条、第六十三条第六十九条、第七十三条、第七十四条第一項、第八十条、第八十一条第一項、第八十二条、第八十三条规定の三、第九十条並びに第九十四条から第九十七条までの規定による基準	第一 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準(第八条ただし書)(入所している者の保護に直接従事する職員に係る部分に限る。)、第十七条、第二十一条、第二十二条の二第一項、第二十七条规定の二第二項、第二十八条、第三十条第二項、第三十三条第一項(第三十条第一項において準用する場合を含む。)及び第二項、第三十八条、第四十二条、第四十二条の二第一項、第四十三条、第四十九条第五十八条、第六十三条第六十九条、第七十三条、第七十四条第一項、第八十条、第八十一条第一項、第八十二条、第八十三条规定の三、第九十条並びに第九十四条から第九十七条までの規定による基準	第一 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準(第八条第二項)(入所している者の保護に直接従事する職員に係る部分に限る。)、第十七条、第二十一条、第二十二条の二第一項、第二十七条规定の二第二項、第二十八条、第三十条第二項、第三十三条第一項(第三十条第一項において準用する場合を含む。)及び第二項、第三十八条、第四十二条、第四十二条の二第一項、第四十三条、第四十九条第五十八条、第六十三条第六十九条、第七十三条、第七十四条第一項、第八十条、第八十一条第一項、第八十二条、第八十三条规定の三、第九十条並びに第九十四条から第九十七条までの規定による基準
二 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準(第八条第二項)(入所している者の居室及び各施設に特有の設備に係る部分に限る。)、第十九条第一号(寝室及び観察室に係る部分に限る。)、第二号及び第三号、第二十条第一号(乳幼児の養育のための専用の室に係る部分に限る。)及び第二号、第二十六条第一号(母子室に係る部分に限る。)、第二号(母子室を一世帯につき一室以上とする部分に限る。)及び第三号、第三十二条第一号(乳児室及びほふく室に係る部分に限る。)、第三十条第一項において準用する場合を含む。)、第二号(第三十条第一項において準用する場合を含む。)、第三号(第三十条第一項において準用する場合を含む。)、第五号(保育室及び遊戯室に係る部分に限る。)、第六号(保育室及び遊戯室に係る部分に限る。)、第六十二条第一号(居室に係る部分に限る。)及び第七号(面積に係る部分に限る。)、第七十九条第二項において準用する場合を含む。)及び第二号(面積に係る部分に限る。)、第二号(面積に係る部分に限る。)及び第三号、第六十八条第一号(病室に係る部分に限る。)並びに附則第九十四条第一項の規定による基準	二 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準(第八条ただし書)(入所している者の居室及び各施設に特有の設備に係る部分に限る。)、第十九条第一号(寝室及び観察室に係る部分に限る。)、第二号及び第三号、第二十条第一号(乳幼児の養育のための専用の室に係る部分に限る。)及び第二号、第二十六条第一号(母子室に係る部分に限る。)、第二号(母子室を一世帯につき一室以上とする部分に限る。)及び第三号、第三十二条第一号(乳児室及びほふく室に係る部分に限る。)、第三十条第一項において準用する場合を含む。)、第二号(第三十条第一項において準用する場合を含む。)、第三号(第三十条第一項において準用する場合を含む。)、第五号(保育室及び遊戯室に係る部分に限る。)、第六号(保育室及び遊戯室に係る部分に限る。)、第六十二条第一号(居室に係る部分に限る。)及び第七号(面積に係る部分に限る。)、第七十九条第二項において準用する場合を含む。)及び第二号(面積に係る部分に限る。)、第二号(面積に係る部分に限る。)及び第三号、第六十八条第一号(病室に係る部分に限る。)並びに附則第九十四条第一項の規定による基準	二 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準(第八条第二項)(入所している者の居室及び各施設に特有の設備に係る部分に限る。)、第十九条第一号(寝室及び観察室に係る部分に限る。)、第二号及び第三号、第二十条第一号(乳幼児の養育のための専用の室に係る部分に限る。)及び第二号、第二十六条第一号(母子室に係る部分に限る。)、第二号(母子室を一世帯につき一室以上とする部分に限る。)及び第三号、第三十二条第一号(乳児室及びほふく室に係る部分に限る。)、第三十条第一項において準用する場合を含む。)、第二号(第三十条第一項において準用する場合を含む。)、第三号(第三十条第一項において準用する場合を含む。)、第五号(保育室及び遊戯室に係る部分に限る。)、第六号(保育室及び遊戯室に係る部分に限る。)、第六十二条第一号(居室に係る部分に限る。)及び第七号(面積に係る部分に限る。)、第七十九条第二項において準用する場合を含む。)及び第二号(面積に係る部分に限る。)、第二号(面積に係る部分に限る。)及び第三号、第六十八条第一号(病室に係る部分に限る。)並びに附則第九十四条第一項の規定による基準	二 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準(第八条第二項)(入所している者の居室及び各施設に特有の設備に係る部分に限る。)、第十九条第一号(寝室及び観察室に係る部分に限る。)、第二号及び第三号、第二十条第一号(乳幼児の養育のための専用の室に係る部分に限る。)及び第二号、第二十六条第一号(母子室に係る部分に限る。)、第二号(母子室を一世帯につき一室以上とする部分に限る。)及び第三号、第三十二条第一号(乳児室及びほふく室に係る部分に限る。)、第三十条第一項において準用する場合を含む。)、第二号(第三十条第一項において準用する場合を含む。)、第三号(第三十条第一項において準用する場合を含む。)、第五号(保育室及び遊戯室に係る部分に限る。)、第六号(保育室及び遊戯室に係る部分に限る。)、第六十二条第一号(居室に係る部分に限る。)及び第七号(面積に係る部分に限る。)、第七十九条第二項において準用する場合を含む。)及び第二号(面積に係る部分に限る。)、第二号(面積に係る部分に限る。)及び第三号、第六十八条第一号(病室に係る部分に限る。)並びに附則第九十四条第一項の規定による基準
三 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準(第六条の三、第九条、第九条の二、第九条の四、第十条第三項、第十一条、第十四条の二、第十五条、第十九条第一号(調理室に係る部分に限る。)、第二十六条规定の二号(調理設備に係る部分に限る。)、第三十二条第一号(調理室に係る部分に限る。)、第三十三条第一号(調理室に係る部分に限る。))	三 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準(第九条、第九条の二、第九条の四、第十条第三項、第十一条、第十四条の二、第十五条、第十九条第一号(調理室に係る部分に限る。)、第二十六条规定の二号(調理設備に係る部分に限る。)、第三十二条第一号(調理室に係る部分に限る。))	三 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準(第九条、第九条の二、第九条の四、第十条第三項、第十一条、第十四条の二、第十五条、第十九条第一号(調理室に係る部分に限る。)、第二十六条规定の二号(調理設備に係る部分に限る。)、第三十二条第一号(調理室に係る部分に限る。))	(傍線部分は改正部分)

- 限る。) (第三十条第一項において準用する場合を含む。) 及び第五号 (調理室に係る部分に限る。) (第三十条第一項において準用する場合を含む。) 第三十二条の二 (第三十条第一項において準用する場合を含む。) 第三十五条、第四十一条第一号 (調理室に係る部分に限る。) (第七十九条第二項において準用する場合を含む。) 第四十八条第一号 (調理室に係る部分に限る。) (第七十九条第二項において準用する場合を含む。) 第五十七条第一号 (給食施設に係る部分に限る。) 第六十二条第一号 (調理室に係る部分に限る。) 及び第六号 (調理室に係る部分に限る。) 第六十八条第一号 (調理室に係る部分に限る。) 並びに第七十二条第一号 (調理室に係る部分に限る。) の規定による基準
- 四 (略)
- 2・3 (略)
- (児童福祉施設と非常災害)
- 第六条** 児童福祉施設 (障害児入所施設及び児童発達支援センター (次条、第九条の四及び第十条第三項において「障害児入所施設等」という。) を除く。) 第九条の三及び第十条第二項において同じ。)においては、軽便消火器等の消防用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断的注意と訓練をするように努めなければならない。
- 2 (略)
- (非常災害対策)
- 第六条の二** (略)
- 2 障害児入所施設等は、非常災害に備えるため、避難及び消火に対する訓練にあつては毎月一回、救出その他必要な訓練にあつては定期的に行わなければならない。
- 3 障害児入所施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
- (安全計画の策定等)
- 第六条の三** 児童福祉施設 (助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。以下この条において同じ。)は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他の児童福祉施設における安全に関する事項についての計画 (以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 保育所及び児童発達支援センターは、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。
- (他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)
- 第八条** 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができるものとする。

- 三十条第一項において準用する場合を含む。) 及び第五号 (調理室に係る部分に限る。) (第三十条第一項において準用する場合を含む。) 第三十二条の二 (第三十条第一項において準用する場合を含む。) 第三十五条、第四十一条第一号 (調理室に係る部分に限る。) (第七十九条第二項において準用する場合を含む。) 第四十八条第一号 (調理室に係る部分に限る。) (第七十九条第二項において準用する場合を含む。) 第五十七条第一号 (給食施設に係る部分に限る。) 第六十二条第一号 (調理室に係る部分に限る。) 及び第六号 (調理室に係る部分に限る。) 第六十八条第一号 (調理室に係る部分に限る。) 並びに第七十二条第一号 (調理室に係る部分に限る。) の規定による基準
- 四 (略)
- 2・3 (略)
- (児童福祉施設と非常災害)
- 第六条** 児童福祉施設 (障害児入所施設及び児童発達支援センター (次条、第九条の四及び第十条第三項において「障害児入所施設等」という。) を除く。) 第十一条第二項において同じ。)においては、軽便消火器等の消防用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断的注意と訓練をするように努めなければならない。
- 2 (略)
- (非常災害対策)
- 第六条の二** (略)
- 2 障害児入所施設等は、非常災害に備えるため、避難及び消火に対する訓練にあつては毎月一回、救出その他必要な訓練にあつては定期的に行わなければならない。
- 3 障害児入所施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
- (新設)
- 第六条の三** 児童遊園及び児童家庭支援センター (次条、第九条の四及び第十条第三項において同じ。)は、児童の安全の確保を図るため、当該児童遊園及び児童家庭支援センターの設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童遊園及び児童家庭支援センターでの生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他の児童遊園及び児童家庭支援センターにおける安全に関する事項についての計画 (以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 児童遊園及び児童家庭支援センターは、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 保育所及び児童発達支援センターは、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 児童遊園及び児童家庭支援センターは、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。
- (他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)
- 第八条** 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができるものとする。ただし、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。

21| 前項の規定は、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

(業務継続計画の策定等)

第九条の三 児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2| 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3| 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(削る)

第九条の四 障害児入所施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2・3 (略)
(衛生管理等)

第十条 (略)

2| 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3・5 (略)
(職員)

第六十三条 (略)

10| 第八条第二項の規定にかかるわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成二十六年厚生労働省令第六十一号)第一条第二項に規定する家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。)をいう。第六十九条第二項において同じ。)に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と福祉型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるとときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

2 (職員)
第六十九条 (略)

2| 第八条第二項の規定にかかるわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と医療型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるとときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

(新設)

第九条の三 削除

(新設)
(新設)

(業務継続計画の策定等)

第九条の四 障害児入所施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2・3 (略)
(衛生管理等)

第十条 (略)

2| 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3・5 (略)
(職員)

第六十三条 (略)

2 (新設)
第六十九条 (略)

(職員)
第六十九条 (略)

(新設)

第三条の表を次のように改める。

（趣旨）		改 正 後	
第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十二条の五の四 第二項、第二十二条の五の十七第二項及び第二十二条の五の十九第三項の厚生労働省令で定め る基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。	十 一 九 （略）	第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十二条の五の四 第二項、第二十二条の五の十七第二項及び第二十二条の五の十九第三項の厚生労働省令で定め る基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。	十 一 九 （略）
十 法第二十二条の五の十九第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都 道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第十二条（第六十四条、第七十一条、第七 十二条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第十四条（第六十四条、第七 十三条、第七十二条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第三十八条の二 （第六十四条、第七十二条、第七十二条の十四及び第七十九条において準用する場合を含 む。）、第四十条の二（第五十四条の五、第五十四条の九、第六十四条、第七十一条、第七 十二条の二、第七十二条の六、第七十二条の十四、第七十九条において準用する場合を含む。）、 第四十二条（第六十四条、第七十二条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、 第四十四条（第六十四条、第七十二条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、 第四十五条（第六十四条、第七十二条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、 第四十七条（第六十四条、第七十二条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、 第七十二条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）及び第五十二条（第六十四 条、第七十二条、第七十二条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）の規定に よる基準	十一 ・ 十二 （略）	十一 ・ 十二 （従業者の員数）	十一 ・ 十二 （従業者の員数）
第五条 （略）	2 ・ 8	第五条 （略）	2 ・ 8
9 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備 及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第61号）第一条第二項に規定する家庭 的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。以下同じ。）に入所し、又は 幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に入所している障害児 を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する從 業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。	第十 二 条 （略）	第十 二 条 （従業者の員数）	第十 二 条 （従業者の員数）
第六条 （略）	2 ・ 8	第六条 （略）	2 ・ 8
第四十条の二 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るために、指定児童発達支援 事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事 業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における	（新設）	（新設）	（新設）

安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研

3 | 修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

1 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
2 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更

更を行ふものとする。

第五十四条の六
（従業者の員数）
（略）

第一頁の規定にかかるわづ、保育所若くは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼年車駕駆型

認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に入所している障害児を交流

させるとときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者は、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第五十六条 (従業者の員数) (略)

2
3 (略)

4 前項の規定にかかるわざは、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に入所している障害児を交流

させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育と共に併せて従事させることができる。

(準用) 第二条の二第一項の「(准用)」の下に、同項の「(准用)」を記入する。

第七十一条の十四 第十一条から第二十二条まで、第十四条、第二十五条、第二十六条（第四項及び第五項を除く。）、第二十七条から第三十条まで、第三十二条、第三十四条から第三十六条

条まで、第三十八条、第三十八条の二、第四十条の二、第四十一条から第四十五条まで、第四十六条、第四十九条、第五十条、第五十一条第一項、第五十二条から第五十四条まで及び第六、

十三条の二の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において

二項中「次条」とあるのは「第七十一条の十二」と、第二十五条第二項中「第二十二条第二項にあるのは「第七十一条の十二第二項」一、第二十六条第一項、第二十七条及び第五十四条第

二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替える

ものとする
(準用)

第七十九条 第十二条から第二十二条まで、第二十四条、第二十五条、第一六六条（第四項及び第五項を除く。）、第二十七条规定第三十三条まで、第三十二条、第三十四条から第三十六条规定第三十六条まで、

第三十八条、第三十八条の二、第四十条の二、第四十一条、第四十三条から第四十五条まで、

第四十七条 第四十九条 第五十条 第五十一条第一項 第五十二条から第五十四条まで 第六十三条の二及び第七十一条の十一から第七十一条の十三までの規定は、指定保育所等訪問支

援の事業について準用する。この場合において、第十二条第一項中「第三十七条」とあるのは「第七十九条において準用する第七十七条の十三」と、第十六条中「いう。第三十七条第六号及び第五十一条第二項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第三十二条第二項中「次条」と

（準用）

(従業者の員数)
第五十四条の六
略
(新設)

（従業者の員数
第五十六条（略）
2・3（新設）

(準用)

第七十一条の十四 第十二条から第二十二条まで、第二十四条、第二十五条、第二十六条（第四項及び第五項を除く。）、第二十七条から第三十条まで、第三十二条、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条第三十八条の二、第四十一条から第四十五条まで、第四十七条、第四十九条、第五十条、第五十一条第一項、第五十二条から第五十四条まで及び第六十三条の二の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十二条第一項中「第三十七条」とあるのは「第七十一条の十三」と、第十六条条中「いう。第三十七条第六号及び第五十二条第二項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十二条第二項中「次条」とあるのは「第七十一条の十二」と、第二十五条第二項中「第二十三条第二項」とあるのは「第二十七条の十二第二項」と、第二十六条规定第一項、第二十七条及び第五十四条第二項第一号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

第七十九条 第十二条から第二十二条まで、第二十四条、第二十五条、第二十六条(第四項及び第五項を除く)、第二十七条から第三十条まで、第三十二条、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条、第三十八条の二、第四十一条、第四十三条から第四十五条まで、第四十七条、第四十九条、第五十条、第五十一条第一項、第五十二条から第五十四条まで、第六十三条の二及び第七十二条の十一から第七十二条の十三までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第十二条第一項中「第三十七条」とあるのは「第七十九条において準用する第七十二条の十三」と、第十六条中「いう。第三十七条第六号及び第五十二条第二項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十二条第二項中「次条」とあるのは「第七

	改	正	後	
<p>第一条の二十の二 小規模住居型児童養育事業者は、委託児童又は法第三十一条第二項の規定により引き続き委託を継続されている者（以下この条及び次条において「委託児童等」という）の安全の確保を図るため、小規模住居型児童養育事業を行う住居ごとに、当該小規模住居型児童養育事業を行う住居の設備の安全点検、養育者等、委託児童等に対する住居外での活動、取組等を含めた小規模住居型児童養育事業を行う住居での生活その他の日常生活における安全に関する指導、養育者等の研修及び訓練その他小規模住居型児童養育事業を行う住居における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>② 小規模住居型児童養育事業者は、養育者等に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。</p> <p>③ 小規模住居型児童養育事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うよう努めるものとする。</p> <p>第一条の二十の三 小規模住居型児童養育事業者は、小規模住居型児童養育事業を行う住居ごとに、感染症や非常災害の発生時において、委託児童等に対する養育を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>② 小規模住居型児童養育事業者は、養育者等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。</p> <p>③ 小規模住居型児童養育事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</p> <p>第三十六条の十五の二 児童自立生活援助事業者は、入居者の安全の確保を図るため、児童自立生活援助事業所ごとに、当該児童自立生活援助事業所の設備の安全点検、職員、入居者に対する児童自立生活援助事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童自立生活援助事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>② 児童自立生活援助事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。</p> <p>③ 児童自立生活援助事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うよう努めるものとする。</p>				(新設)

第六条の表を次のように改める。

	改	正	前	
				(傍線部分は改正部分)

十九条において準用する第七十一条の十二」と、第二十五条第二項中「第二十三条第二項」と三条第二項」とあるのは「第七十九条において準用する第七十一条の十二第二項」と、第二十六条第一項及び六条第一項及び第二十七条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第四十三条第一項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第四十三条第一項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第五十四条第二項第一号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

第三十六条の十六の二 児童自立生活援助事業者は、児童自立生活援助事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する児童自立生活援助の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（新設）

- ② 児童自立生活援助事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。
- ③ 児童自立生活援助事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第三十六条の十七 （略）

- ② 児童自立生活援助事業者は、児童自立生活援助事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

第三十六条の十七 （略）

- ② 児童自立生活援助事業者は、児童自立生活援助事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則